

駐車場の位置変更申込書

下記の理由にて、駐車場の位置変更を申し込みます。

お住まいの住戸	団地	号棟	号室
氏名			
連絡先			
現在使用している駐車位置			
位置変更を希望される地区	地区		
その他の条件			
位置変更を希望される理由	<input type="checkbox"/> 部屋から遠い <input type="checkbox"/> 入庫しにくい <input type="checkbox"/> その他 ()		
優先条件	<input type="checkbox"/> 身体障害・精神障害 <input type="checkbox"/> 要介護認定		

記入にあたって

- 本申込書を住宅供給公社に提出されますと、位置変更の空き待ちとして登録されます。空き次第連絡いたしますので、それまでは現在の駐車場を使用していただきます。
- 位置変更は一世帯1度限りとなっています。(2台契約している場合も同様です)。
- 連絡先には携帯電話等、平日の日中に連絡の取れる番号を記入してください。勤務先の場合は、名称も記入してください。
- 位置変更を希望される地区欄には、アルファベットの地区名のみ記入してください。
- その他の条件には、希望する地区内で「車幅の関係等により端以外を希望する」等、さらに限定した範囲で位置変更を希望される場合に記入してください。契約時にお渡しした図面を参照しながら、斡旋を希望する番号を指定してください(1~20希望等)。この場合、指定の場所が空くまでお待ちいただくこととなります。この欄が未記入の場合、希望する地区内の駐車場ならどこでも変更を希望するという意味になります。
- 順番が回ってきた時点で家賃等に滞納がある場合、順番が繰り下げられます。また、前述の状況が3回続いた場合、位置変更の登録自体が抹消されます。
- 身体障害者(1~4級)及び同程度の精神障害者、また仙台市より要介護認定(1~5)を受けられている方は、優先して位置変更の斡旋を受けることができます。該当される方は、前述の内容を証明できる手帳等のコピーを本申込書に添付してください。

※ 位置変更は新たな契約となり、月の途中ではできません。敷金3ヵ月と利用開始月の料金(合計4ヵ月)を契約日までに納入していただきます。

旧区画の敷金は精算後返還いたしますが、解約日から概ね1ヵ月かかります。